

# ○湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理条例

平成19年12月 4 日  
条例第 5 号

(目的)

第1条 この条例は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公平さに対する湯河原町及び真鶴町の町民（以下「町民」という。）の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する湯河原町真鶴町衛生組合の職員をいう。

2 この条例において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

3 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、町民全体の奉仕者であり、町民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等町民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律、条例又は規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(禁止行為等)

第4条 前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項については、規則で定める。この場合において、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他町民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(職員の報告義務等)

第5条 職員は、違法又は公正な職務の執行を損なうこととなることが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、前項の要求があったときは、直ちに次条に規定する倫理監督者に報告しなければならない。

(倫理監督者)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持について必要な指導、助言及び体制の整備を行うため規則で定める倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、前項の職務を執行するに当たり、常に公正な判断をしなければならない。

3 倫理監督者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を確保するために必要な措置を講ずるとともに、速やかに次条に規定する倫理審査会に通知しなければならない。

(倫理審査会)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持及びこれに必要な体制の確立に資するため、湯河原町真鶴町衛生組合職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、真鶴町副町長、真鶴町環境防災課長、湯河原町環境都市部長及び湯河原町環境課長をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(審査会等の責務)

第8条 審査会は、第6条第3項の規定により通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の執行を損なうおそれがあると認めるときは、倫理監督者に対し、直ちに必要な調査を行うよう指示しなければならない。

2 倫理監督者は、前項の調査を終了したときは、遅滞なく、その結果を審査会に報告しなければならない。

3 審査会は、前項の調査の結果、公正な職務の執行を損なう行為があったと認めた場合は、その旨を組合長に報告しなければならない。

4 審査会は、第1項及び第3項に規定するもののほか、第10条及び第12条に規定する事項を担当する。

(贈与等の報告)

第9条 職員のうち規則で定める者は、事業者等からの金銭、物品等の財産上の利益の供与又は供応接待その他の規則で定める行為を受け、又は行ったときは、当該行為を受け、又は行った日から7日以内に贈与等報告書を倫理監督者に提出しなければならない。

2 倫理監督者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、その写しを規則で定める期間により審査会に提出しなければならない。

3 倫理監督者は、提出を受けた贈与等報告書について、その提出すべき期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(調査の指示)

第10条 審査会は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、倫理監督者に対し、当該行為に関する調査を行うよう指示することができる。

(調査)

第11条 倫理監督者は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するとき又は前条の規定により審査会から指示を受けたときは、当該行為に関し調査を行わなければならない。

2 倫理監督者は、前項の調査を終了したときは、遅滞なく、その結果を審査会に報告しなければならない。

(組合長への報告等)

第12条 審査会は、前条の規定により倫理監督者から報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要があると認めるときは、組合長に対し、当該調査の結果を報告し、当該職員の懲戒処分について意見を述べることができる。

(公表)

第13条 組合長は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

(その他の事項)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年3月1日から施行する。

(経過規定)

2 第5条第1項、第9条第1項、第10条及び第11条第1項の規定は、この条例の施行日前になされた行為については、適用しない。